

論文

「障害者」の主体形成に見るアイデンティティ・ポリティクス

北 島 加奈子*

1 はじめに

障害学または社会学の分野では、直接的もしくは間接的にミシェル・フーコーの議論を用いて、障害（者）が「正常」を強制する規律権力や健常という概念の下に置かれるということについての批判的な議論がなされてきた。障害学における例としては、シェリー・トレメインやバリー・アレンが、規律権力によってインペアメントが個人の先天的な属性だと捉えられるようになるという議論を展開していることが挙げられる（Tremain 2001, 2017; Allen [2005] 2015）。一方、後者の社会学の分野で言えば、たとえば障害者／障害児が親の愛情という「制度としての愛情」の下に置かれることを論じた岡原正幸がいる（岡原 [1990] 2012）。いずれも重要な議論であり正しいと言えるはずだが、障害者はある種の権力に服従する存在であるだけだろうか。障害に関する議論において、擁護派・批判派の違いはあるが、フーコーの権力論を参照するものは比較的ある¹。しかし、権力に服従する形ではない主体の形成という主体論は、ほとんど参照されていないと言える。その中でも、例外的に岡原や後藤吉彦は、自立生活を試みる障害者の実践を「生の技法」だと主張する議論（安積ほか [1990] 2012）が、フーコーの言うところの「生存の技法」にあたと主張している（岡原 2008: 27; 後藤 2007）。また、倉本智明が男性障害者と性をめぐる議論において、（性的に）「欲望する主体としての障害者」について論を展開している（倉本 2002）。

本稿では、障害者であることを引き受けつつ、権力に服従するだけでなく主体のあり方とは、いかなるものなのかということ「青い芝の会」を例に探究する。また、そのような主体とアイデンティティ・ポリティクスとの関係についても分析を行う。本稿の主眼は主体化やアイデンティティ・ポリティクスをめぐって、フーコーの議論がどのように使われてきたのかという点にあり、フーコー論そのものを検討することではない。論点は、障害（者）の主体化を考える際に、どのようにフーコーの主体化論を用いることができるかである。加えて当然、アイデンティティが本質的かつ一枚岩的なものではないこと（新垣 2000）や、新たなカテゴリー化を生む等の、アイデンティティ・ポリティクスに対する批判があることは、注意しなければならない。一人の人間が、ゲイや障害者というアイデンティティのみで構成されることなどあり得ないからである。このような批判を理解した上で、だが、しかし本稿では、敢えて障害者というアイデンティティを強調する選択肢を採る「青い芝の会」を例に、障害者は権力に服従して主体化する「だけ」の存在とは言えないことを明らかにする。

2 ミシェル・フーコーの主体化論とアイデンティティ・ポリティクス

フーコーの思想展開を三つに時期区分するのは通説的であり、その区別や「権力から主体へ」という議論に最も大きな影響を与えたのは、ジル・ドゥルーズだと言われている（廣瀬 2011; 箱田 2013）。ドゥルーズはフーコーの思索を『狂気の歴史』（1961=1975）から『言葉と物』（1966=1974）までを一つとし、『知の考古学』（1969=2012）から『知への意志』（1976=1986）までと、それ以降の亡くなる 1984 年までを三つに分けたとされる（箱田 2013: 3）²。先行研究ではこの時期区分、あるいは権力論から主体論への移行という解釈に則るものや異議を唱えるものがあるが、本稿は後者の立場を取る³。論を進める上で権力論と主体論を分けて記述することもあるが、それは便宜的であ

キーワード：主体化、アイデンティティ・ポリティクス、「青い芝の会」

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2015年度3年次転入学 生命領域

り、あくまで両者の連続性を前提とする。

2.1 臣従化としての主体化とアイデンティティ・ポリティクス

まず、箱田徹は次のように言う。「一般に『フーコー的』とされる権力、すなわち規律訓練権力は、個人の身体に働きかけ、その人を主体化=臣従化する権力として規定される」（箱田 2013: 69）。換言すれば、フーコーは権力が主体を形成すると見なしていたと言える。したがって、権力と主体の切り離しは不可能なのである。そして、この「フーコー的」な規律権力は、正常化=規範化の技術としても語られてきた⁴。

正常化=規範化の技術がどのように登場したのかを考察したフーコーによれば、少なくとも1810年頃の精神鑑定は「病気もしくは責任、……医学もしくは処罰、病院もしくは監獄といった二分法に従って」（Foucault 1999=2002: 35）いたが、「現代の精神鑑定とともに、……医学的かつ司法的な二重の性質決定の作用と呼びうるようなものが登場することになった」とも言う（Foucault 1999=2002: 36）。この治療と司法の混成したものが対象とするのは「倒錯」と「危険ないし危険人物」だった。これら二つの領域は、フーコーによるならば『『異常者』のカテゴリーのような何かであり、「正常なものから異常なものへの漸次的変化の領域」なのである。そして、「異常者」を扱う精神鑑定は「医学的権力でも司法的権力でもない、全く別のタイプの権力……『正常化=規範化の権力』と呼ぶ権力の機能に従属している」と論じた（Foucault 1999=2002: 38-47）。さらに、フーコーは1845年から1850年の間、すなわち「異常性が精神医学の正当な干渉領域となるまさにそのときに」、「セクシュアリティが精神医学のなかで突如問題となり始める」と言った上で、1850年頃に起こった変化について説明する。その時代、セクシュアリティに生じたのは、検閲や発言の禁止の除去ではなく、強制的で義務的な告白に関わる手続きの変化であり、「西欧において、セクシュアリティとは、黙されるものでも黙されるべきものでもなく、逆に、告白すべきもの」になったのである（Foucault 1999=2002: 185）。この告白という技術によって、「主体は、己についての〈真理〉（ほんとうのこと）を語ることで、主体に『なる⁵』のだ」と箱田は主張する（箱田 2013: 69）。加えて箱田は、セクシュアリティに働きかける「性の科学」について、「個々人の秘密を告白させ、記録する技術と知の複合体を指す。この『科学』はキリスト教の告解実践の制度化に始まり、十九世紀後半の精神医学の確立を経て、二十世紀の精神分析に至る、臣従化のプロセスと呼んでもいい」と言う（箱田 2013: 78）。つまり、告白=真理の語りは自己という主体が確立するための手段であると同時に、他者へ従属することでもある。これはどういうことか。武田宙也は、フーコーがキリスト教の指導について「完全な服従」と「何も隠さない」という二つの義務から成り立っているとまとめたこと示した上で（武田 2014: 177）、徹底的に服従し自らのことを「『話すという事実』のみが問題となるのだ」と指摘する（武田 2014: 177-182）。すなわち、「主体になる」ためには自己について語る=告白するだけでは十分ではない。指導者（他者）へ完全に服従しなければならないのである。これが主体化=臣従化（従属化）であり、告白という権力に結びついた主体化であると言えるだろう。さらに言えば武田は、告白における「臣従化のための真理」と「主体化のための真理」は異なるものであると捉えている（武田 2014: 182）。臣従化としての主体化と自己形成としての主体化では、「真理」が別様に働くとし、両者の違いを「主体と真理との関係様態の違い」だと述べる（武田 2014: 182）。したがって、武田自身は明言していないが、武田は「真理」の違いによって、フーコーの中期と後期の間には違いがあり、臣従化=主体化から自己の作品化への移行があると見ていと解することができるだろう。

しかし、従属化した主体であっても自律性が全くないわけではないはずである。自らの意志の働きかけによる主体化は、新たな自己の形成にのみ起こるものではない。従属することによる主体化においても、自己の意志は働くと考えられる。なぜなら、たとえ指導者への服従が義務であっても、それが正しいと見なされるならば自ら進んで従う可能性がないとは言えないからである。さらに、ハラーは『主体の解釈学』における主体の自己形成の講義の中でも、従属と関係する「規律と監視」というテーマがくり返されることから中期と後期のフーコーの主題に違いはないと論じている（Harrer 2005: 79）。ここから、「自発的」に主体になることについては、フーコーの中期/後期の区別に関係なく、常に考えられていたと捉えることは可能であろう。筆者がフーコーの主体化論における連続性を主張するのは、そのためである。ここではその自律性や自己の意志を保障するものとして、アイデンティティ・ポリティクスを考えてみたい。

長野慎一はアイデンティティ・カテゴリーに対する、ジュディス・バトラーの抵抗を考察する中で、以下のよう

に論じている。

男性、女性、異性愛者、同性愛者、こうしたカテゴリーが、自己、および他者を理解するにあたり、必要不可欠なものであり、それがなければ、社会的存在自体の確実性が溶解してしまうものであるとすれば、……そうしたカテゴリーは、「主体」の存在にとって不可欠なものと言えるだろう（長野 2003: 76）。

長野が指摘するようなセクシュアリティに関わるものに限らず、また個人の意思がどうであれ、カテゴリー化は社会的に存在するために必要だと考えられていると言ってよいだろう。なぜなら、人をさまざまに「区別する」ことで社会が成立し、その内側で人は他からの承認を得ながら生きているからである。人間は単に「生きている」のではなく、あくまで「社会の中で」生きている。（カテゴリー化が）「社会的に存在するために必要」だというのは、この意味である。続けて、長野は「フーコーが述べるように、特定の性の位置へと呼びかけられることが『主体』の成立に先立つのであれば、『主体』の成立とは、呼びかけへの隷属化に他ならない」と主張する（長野 2003: 76）。このことは「主体になる」には他者への服従が必要だと論じた武田と共通する。「特定の性」という他者＝自分ではないものに従うことで初めて、自己ができあがるのである。また、長野によれば異性愛と性差別を前提にした社会では、女性や同性愛者というアイデンティティの引き受けが、「劣位な項としての位置どり」になる（長野 2003: 76）。しかしバトラーは、それがアイデンティティを与え社会的次元における存在を約束するという理由で、劣位の項は自己の本質を示すものとして引き受けられる可能性があると論じている（Butler 1997=2012）。長野が言うように、社会的名称への隷属が社会的存在の条件になっているとすれば、「劣位のアイデンティティすら放棄することは、別の水準の不可能性において生きることを意味すると言える」（長野 2003: 76）のである。それゆえ、バトラーの「自己の本質を示すものとしての劣位の項の引き受け」は、社会的に生きるための戦略と言える。バトラーにおけるレズビアン、フーコーにおけるゲイの引き受けは、劣位の項への従属としての主体の成立であると同時に、生存の手段としてのアイデンティティ・ポリティクスでもある。なぜならば「アイデンティティ不在の位置は、究極の不可能性」だからである（長野 2003: 76）。よって、主体化＝従属化がアイデンティティ・ポリティクスであることは明らかだと言えるだろう。

2.2 自己形成としての主体化とアイデンティティ・ポリティクスとの接続

自己形成としての主体については、ダニエル・ニッカが、主体の問題化というものがいわゆる後期のみならず、フーコーの仕事全体を貫く関心事であったと言わなければならないと主張する（Nica 2015: 41）。そのニッカは、主体化の鍵概念として「生存の美学」を挙げる。フーコーの主体論においては『自らの生を一個の芸術作品にする』という言葉で説明されるこの「生存の美学」（武田 2014: 188）を、武田は以下のように要約している。

フーコーが古代の哲学に見出した「生存の美学」、この概念によって示されるのはまず、自己をひとつの作品として作り上げていくような生のあり方である。それは、自己への働きかけによる自己の変形……へと向かう生である。……そして、これらの変化のために要請されるのが、真理という契機であった。すなわち、そこで生の変容が求められるのは、真理への到達という目的のためであるのだ（武田 2014: 205）。

「生存の美学」は、生についての一つのモデルあるいは見本のようにも見えるが、そうではないと藤山真は言う。藤山は、フーコーが知識人の役割を「我々が自明として受け入れていることの自明性を問い直す」ことだとしている点を挙げ、「生存の美学」はその「生き方」を問い直すものなのだと言っている（藤山 2011: 75-76）。それはただ生きるのではなく、新たな自己を作り出すことを求めていると解釈できるが、何のための自己変容なのか。上述の通り、武田は「真理への到達」が目的だと言う。さらに言えば、このような「自己の真理へと達するために自己の変容を必要とする実践」は、フーコーが言う「自己への配慮」である。だが、到達を目指す「真理」が何を指すのか、武田の議論では定かでない。よって、自己あるいは主体の変容が必要な理由を、武田ではなくニッカにしたがいが、おさえておく。

ニッカによれば、『知への意志』などを参照すると「主体は明らかに権力の影響を受けており」(Nica 2015: 43)、個人は変化しないままであればあるほど管理や正常化に対して脆弱になるため、主体は支配に抵抗するために、自分自身を変える必要があるというのである(Nica 2015: 53)。さらに、権力関係の逆転は自己の変化によってのみなされるものであると言った上で(Nica 2015: 53)、ティモシー・オレアリーの「政治的な問題は、支配の影響を縮小する社会的関係の形態を再構成し、確立することだ」(O'Leary 2002: 158)という言葉を用いる(Nica 2015: 54)。ここから、新たな自己形成は権力関係を逆転させるだけでなく、社会の形態にも変化を与えると言えるだろう。そして、ニッカは「この点で、フーコーは正常化に抵抗するため、彼らの関係を様式化した同性愛コミュニティの例を何度も提示した」のだと論じる(Nica 2015: 54)。すなわち、フーコーにとっての同性愛(コミュニティ)とは、ゲイという新たな自己形成のみならず、それによって自明視されてきた異性愛という生き方を問い直す「生存の技法」だと言えるのではないか。また、ゲイとして「自己をひとつの作品として作り上げていく」ことは生存の美学の実践であり、新しいアイデンティティの確立による主体化である。それがひいては、オレアリーの言うところの「社会的関係の形態の再構成を促す政治的な問題」にもつながると考えることは可能だろう。さらに、ゲイというアイデンティティを持って既存の正常概念に抵抗することは、アイデンティティ・ポリティクスと呼べるはずである。したがって、新しい自己形成や「自己への配慮」を通じた主体化も、アイデンティティ・ポリティクスとして解釈することができる。と考える。

次節以降では、権力に服従する形での主体化／新たな自己形成を通しての主体化における障害者のアイデンティティ・ポリティクスについてより具体的に論じるが、どちらも「青い芝の会」を例に採る。

3 従属する主体としての「青い芝の会」におけるアイデンティティ・ポリティクス

「青い芝の会」⁶に関してはその周辺を含め、少なくない数の先行研究があり、またそれとは別にしても、障害者のアイデンティティ(ポリティクス)について論じているものはある⁷。さらに、障害者運動の歴史に関する研究において、障害者の主体像の変容に着目しているものもある。だが、たとえ「劣位な項としての位置」づけであったとしても、そのようなアイデンティティが自分たちの生を主張するという意味における生存の手段になるというような、ポジティブな面についての議論は管見の限り見当たらない。よって、他者に服従するという方法の主体化におけるアイデンティティ・ポリティクスの、ある種のポジティブさについても見る必要があるだろう。

3.1 障害児殺害減刑嘆願運動に見る「青い芝の会」の主張

1957年に結成された、脳性麻痺⁸の障害者団体である「青い芝の会」は当初、「仲間が集まって活動するような親睦的な団体」であり、「比較的裕福」かつ在宅で生活する障害者を中心に活動していたとされる(定藤 2011: 34-36)。そこに、言わば少数の特権的な立場にいられる障害者だけでなく、施設で生活する貧困層の社会保障を含む権利要求運動の必要性が「青い芝の会」にもたらされた。その後、施設を出て生活するという障害者の主体性の尊重を探る運動もなされるようになっていった。だが、定藤邦子によれば、「青い芝の会」の運動が権利保障と障害者の主体性を尊重する方向に分かれていく大きなきっかけは、1970年5月に起きた障害児殺害事件⁹の減刑嘆願運動に、横田弘や横塚晃一らが「殺される側の立場」として、社会に訴えた反対運動であった(定藤 2011: 37)¹⁰。

事件後、地元の町内会を中心に減刑嘆願運動が行われていると知った横田は、以下のように記している。

私たちが最も怒りを感じたのは、重症児殺しの母親をとりまく……地域社会のあり方だった。母親を重症児殺しにまで追い込んで行ったのは、地域社会の「目」だったはずである。……母親を重症児殺しにまで追い込んでいった段階で、彼らが行ったことは、……減刑嘆願運動であった。……そうした地域社会の在り方こそ実は、数多く行われる障害者殺しや、一九七二年に国家権力が障害者抹殺を明確に打ち出してきた「優生保護法改定案」を生み出す土壌となっているのである(横田 [1979] 2015: 33-34)。

横田らは一方的に当の母親を責めているわけではない。事実、関係機関に提出された意見書には「被告である

母親を憎む気持ちはなく、ことさらに重罪に処せというものではありません。……彼女も又、現代社会における被害者の一人であると思われまふ」と書かれている（横田 [1979] 2015: 41）。横田らが問題視したのは「障害者が殺されるのが『当然』であり、救わなければならないのは母親のほうなのだとする健全者社会のあり方」であった（横田 [1979] 2015: 42）。

横田はこの事件以外にも、同様あるいは類似した事件において「障害者を殺そうとするもの」（横田 [1979] 2015: 21）が何か、なぜ障害者が殺されるのかを考察している。論点はいくつか示されているが、ここでは本稿の議論に関連する点に絞って拾っておく。横田によるならば、親は子どもを産むことで、子どもに「己」を見る。また「己の飽くなき願望と期待を子の可能性の中に見出そうとする」のは、子どもを自分と未来をつなぐ「虹の橋」と捉えるからだと言う。そして、障害のある子どもを産むことが「虹の橋」や「己の崩壊」になるのは、自らの「願望と期待がもの見事に崩壊していくのを見詰めなければならない」からだと言主張する（横田 [1979] 2015:22）。横田によればそれに加えて、親には障害のある子ども、すなわち『異物』『異形』のものを産んだことへの……恐れと恥ずかしさがある（横田 [1979] 2015:22）。それは岡原が言う「障害を持つ子を産んでしまったという罪責感」でもあるだろう。親にしてみれば「健常」な自分が、自分と同じ健常な子どもを産めなかったという自責の念だとも言える。この罪責感から「普遍的に価値があるように語られる愛情という鎧をまとい」た親子の『運命共同体』というような「抜きさしならぬ人間関係が作られてしまう」のである（岡原 [1990] 2012: 132-133）。

障害者が「あってはならない存在」だと見なされるのは、「生産活動ができ」ず「存在価値がないからである」（横田 [1979] 2015:22）。言い換えれば、生産活動が可能だという点で個々人の存在価値を認めるのが健常者であり、子どもを「虹の橋」と捉える親なのである。そのような価値観を持ち、それを子どもに託すからこそ「願望と期待がもの見事に崩壊していくのを見詰め」るのは、耐え難いことなのだろう。

横田らを中心とした「青い芝の会」が「『私達を殺すな』と叫び続けている」（横田 [1979] 2015: 21）もしくは叫び続けていたのは「生産活動」の内容を問うことなく、個々人の生産性と社会的存在価値を結びつけ自明視してきた健常者中心の社会に、それらの自明性を問い返すためであったと言える。

3.2 「いなかったことにする暴力」に対する抵抗としての「障害者」の「引き受け」

横田は障害児殺しがくり返される中で「『私達を殺すな』と叫び続け」、そして「私達は、いや、私は障害者である」と言い切っている（横田 [1979] 2015: 21）。この主張の根源には健常者に対する強い怒りと激しい恐怖のほか、「いつ自分たちが『殺』されるかわからないという危機感が」あった（横田 [1979] 2015: 33）。これらをもう少し拡張し、ほかの言葉に置き換えるならば、どう言えるだろうか。

1990年代にレズビアンだとカミングアウトした掛札悠子は、「抹消（抹殺）されることへの怒りは（少なくともそれだけは）、永遠に私自身のものだと今、思う。それは私たちの怒りとしてつながっていく可能性を秘めているのかもしれない」と言い（掛札 1997: 170）、横田と類似した主張をしている。この掛札の主張について、藤高和輝は「90年代に掛札は、レズビアンの存在を社会的に『抹消』する暴力のなかで、それに抗して、レズビアン・アイデンティティを引き受けた」と解している（藤高 2017: 70）。これは、横田をはじめとする「青い芝の会」も全く同じである。違うのは時代だけであり、横田らは1970年代に障害者の存在を抹消する暴力の中で、それに抗して「障害者」というアイデンティティを、劣位の項を引き受けたのである。また藤高は、他者から社会的に認められるか否かということが、人の生存を左右する要素の一つだと指摘する（藤高 2017: 71）。それはバトラーの言葉では「自分自身の存在に固執すること、すなわち「存在することへの欲望」と表されるものである（Butler 1997=2012: 39）。藤高によれば、社会的承認を得られないことは「社会的な死」を意味する。そして藤高は、バトラーが“violence of derealization”（Butler 2003: 22）と呼ぶ暴力を「いなかったことにする暴力」と訳している（藤高 2017: 71）。そして「ある意味で、アイデンティティ・ポリティクスはこの『いなかったことにする暴力』に対する政治的な闘いであった／ある」と論じるのである（藤高 2017: 71）。

まさにバトラーや藤高が言うように、「青い芝の会」の「私達を殺すな」という主張は「いなかったことにする暴力」に対する抵抗である。社会的な死を与えられる存在であるだけでなく「青い芝の会」のメンバーは文字通り殺される存在であるだけに、より切実な主張だとも言えるだろう。彼らは実体としての自分たちの存在を消されないこと

と同時に、社会から「障害者という存在がいる」ことを消されないために「障害者」もしくは「CP者」というアイデンティティを全面的に引き受け、過剰とも思えるほど強調するのである。そして、それにより自らの意志で「障害者」という劣位の主体になるのである。

フーコーはキリスト教における告白行為の考察で「話すこと」が主体化のための重要な要素の一つであることを明らかにしている。つまり、自己について語らなければ主体になれないのである。「青い芝の会」のメンバーが障害児殺害について声を上げ、異議を唱えたのは「障害者」という主体になるため、主体化されるためであった。ここで言う主体になるとは、障害者として存在するという意味である。くり返すが、そうしなければ名実ともに抹消される彼らにとって、命懸けのアイデンティティ・ポリティクスだったと言えるだろう。

4 新たな自己という主体と「青い芝の会」

横田によれば「青い芝の会」の行動宣言は「私たち重度 CP 者の解放を進めていくための旗印」であり、「基本的テーゼ」だということである（横田 [1979] 2015: 113）。ここでは、宣言の内容そのものの分析や考察を主たる目的とはしない。この行動宣言を中心に、「青い芝の会」の提示した生き方／生のあり方が新たな自己形成による主体化、フーコーが「自らの生を一個の芸術作品にする」という言葉で表現した「生存の美学」の典型例になると言えることを示す。

4.1 「あってはならない存在」というアイデンティティの引き受け

当初、周囲は戸惑ったが横田にすれば「当り前のことを当り前に言ったまで」であった行動宣言の一つ目には「われらは自らが CP 者であることを自覚する」とあり、「われらは……『本来あってはならない存在』とされつつある自らの位置を認識」と続く（横田 [1979] 2015: 112-113）。一つ目に限らず、宣言全篇が「健全者とは異なったものの見方」である「脳性マヒ者の思考」で書かれているが、それは「脳性マヒ者の存在理由」を示すためであろう（横田 [1979] 2015: 113-114）。

横田自身もくり返しているが、脳性麻痺の人間が殺されるのは「労働力とならない」からであり「異物」であり「ダメな肉体」だからである。このことを、横田は「やはり伊耶那美以来の『異物』排除の論理が加害者（健全者）の意識下に蔽として存在しているのである」と論じる（横田 [1979] 2015: 115）。伊耶那美神話の影響についての正否は別として、資本主義体制が障害者を排除してきたことは事実であり、マイケル・オリバーもそれを指摘している（Oliver 1990）。『「障害者」は資本家に利益をもたらさない』『ダメな「肉体」として規定されるがゆえに、現代社会においては「『本来あってはならない存在』という」論理が成り立っていると、横田も言う（横田 [1979] 2015: 116）。だからこそ自分たちが「本来あってはならない存在」と位置づけられていることを認識し、それを引き受け、健全者中心の社会に異を唱える必要があるということだろう。障害者が「あってはならない存在」と見なされるのは、後述の健全な親を含めた健全者の秩序の中においてである。

「強烈な自己主張を行う」というテーゼも、同様に解釈できる。「本来あってはならない存在」だと一方的に位置づけたのは健全者であり、「自己の存在、それは何ものにもかえ難い自己そのものなのである」と横田は言う。自分たちが健全者によって「本来あってはならない存在」だとされたことを認識することと、そのように自己を規定するというのは話が別なのである。そのような自己規定は「完全な自己否定にまで追い込まれる」となると、横田は指摘している（横田 [1979] 2015: 117）。だからこそ、「本来あってはならない存在」というアイデンティティを持ちながらも、自己主張の必要性を強く感じていたと言える。

「愛と正義を否定する」、このテーゼが最も強烈かもしれない。「親の愛」によって殺される側が突き付けたのは、自分の子どもを「本来あってはならない存在」だと思っていたのがほかでもない親自身だということである。そして「愛」という名のエゴを原点に「障害者」が抹殺されるのである（横田 [1979] 2015: 119）。一方、横田が「説明するまでもあるまい」とした「正義」は「絶対多数者の論理であり、『抹殺する側』が『抹殺される側』の論理を屈服させる為に用いる名目である」とされた（横田 [1979] 2015: 119）。この愛と正義が障害者を「本来あってはならない存在」にしたのだから、「あってはならない」とされた側はその自覚を持って、これらを否定しなければならないのである。

「問題解決の道を選ばない」このテーゼも「本来あってはならない存在」という観点で読むことができる。「『こうすれば障害者（児）は幸せになるのだ』とする」（横田 [1979] 2015: 120）ことそのものが、健常者の論理だと横田は言うだろう。障害者もしくは脳性麻痺の人間は、それを否定する。よって「問題解決を計ること自体」が健常者の論理、すなわち「本来あってはならない存在」を生み出した論理との「妥協への出発点であることを知らなければならぬ」のである（横田 [1979] 2015: 120）。さらに言えば「愛と正義を否定」し「問題解決の道を選ばない」ことは、障害者という劣位のアイデンティティを一旦、引き受けるのである。それは、その限りにおいて健常者との間に生じる権力の容認、またそれへの臣従を意味する。そこでの権力関係の是正要求は、関係内部での「問題解決」であり、健常者への同化になることもある。健常者中心の秩序そのものやその変更・改良を否定し、それらの「外部」を求めることは、ひとまずの劣位のアイデンティティの引き受けと同義である。よって「別の外」の要求は、既存の秩序から見れば、権力による臣従化=主体化の一側面として現れることにもなるのである。

4.2 「真の生」を生きるということ

横田は、脳性麻痺の人間であることを自覚するという一つのテーゼに関連して「『健全者』の世界に同化することを夢みたり、『健全者』に理解を求めるとかを考えることは自らを疎外、抑圧の道を歩むものと言わなければなるまい」と述べている（横田 [1979] 2015: 116）。横田によれば「『健全』に同化しようとすることは『健全者』によって規定されている『障害者』を認めることであるから」（横田 [1979] 2015: 117）、これを拒否せよという主張は当然である。また、脳性麻痺の人間にはそういう人間としての思考があると述べていることから、脳性麻痺の人間を、健常者とは異なるある意味別種の者と捉えている。つまり、自分たちを「本来あってはならない存在」と規定した健常者とは、そもそも相容れない部分があることを前提にしている。それゆえ、健常者に理解を求めることは根源的にできないと考えているように読める。また、その時に生じる「理解」がいわゆる「健常者の思考」に基づいたものであるとすれば、まさに障害者は再び「疎外、抑圧の道」を歩かなければならなくなる。だから、横田は同化と理解を否定したのである。

横田や「青い芝の会」のメンバーが目指したのは、「脳性麻痺の人間として生きる」あるいは「脳性麻痺者の生を生きる」ことであった。これは「脳性麻痺の人間」という劣位のアイデンティティを引き受け、健常者とは異なる新たな人間として、新たな生を生きることを意味すると言えるだろう。

ここで、フーコーの「生存の美学」概念が生きてくる。くり返すが「自己をひとつの作品として作り上げていく」という生存の美学の実践には、新たな自己になる必要、すなわち個人の変化が求められた。この新たな自己への変化という点で、フーコーが参照したのがキュニコス派である。キュニコス派が自己を形成する際に目指すのは、自己の生が「真の生 (vrai vie)」である「他なる生 (vie autre)」に変わることである。この「真の生」は「通常の生 (vie ordinaire)」とは「別のもの (autre)」であるという原理が共有されている、とフーコーは言う（フーコー 2009=2012: 396）。藤山によるならば、「ギリシア哲学において真理とは『隠されていないもの』であるという考え方」があるので（Foucault 2009=2012: 309）、「そこから、『真の生』とは隠しごとのない生であるという考えが導きだされる」（藤山 2011: 80）。この「真の生」が何も隠さないことについて、フーコーは「そうした生が、他の人々に非難されたり……恥ずべきいかなる行動も犯さ」ないからであり、「人が赤面すべきものなど何もない……生」だからだと論じている（Foucault 2009=2012: 317-318）。加えて、キュニコス派は「生きるために本当に必要なもの、絶対的に持ちこたえる 11 もの」を明るみに出すとされる。そして、そこから出現するのは「我々の生が取るに足りぬ些事と虚栄に満ちたもの」であることだとフレデリック・グロは言う（Gros 2009=2012: 442）。

この議論を、横田や「青い芝の会」に当てはめてみる。障害を隠さず、同化しないという選択は、健常者とは「別の生」すなわち「脳性マヒ者として」（横田 [1979] 2015: 113）、「真の生」を生きるということである。既述したが、障害者を「あってはならない存在」としたのは健常者なのだから、その秩序の外側で「別の生」として存在することは可能なのである。加えて、この別の生は、「劣位」や「外」のアイデンティティを引き受けて生きることであり、これが「青い芝の会」における「生存の美学」の一つでもあると考える。横田らは自分たちの生が「他の人々に非難され」るものとは考えなかっただろう。むしろ「人が赤面すべきものなど何もない……生」だと思っていたはずである。また「私達を殺すな」という主張は、生きるために究極的に必要なものが何かを示しているとも言える。

そして、親のエゴや世間によって殺される子どもを通して、健常者の生が「取るに足りぬ些事と虚栄に満ちたもの」であることを暴き出したと解釈できる。

さらに言えば、フーコーは異性愛という正常化に抵抗するために同性愛コミュニティを参照した。同じように横田らは、「健常」に抵抗するために「青い芝の会」で活動していた。そのことは横田らにとって、新たな自己形成のみならず、自明視されてきた障害者という生き方を問い直す「生存の技法」だと言えるのではないか。また、障害者として「自己をひとつの作品として作り上げていく」ことは生存の美学の実践であり、新たなアイデンティティの確立による主体化だと言うことも可能だろう。さらには健常者とは異なる、新たな主体が明示するのは、正常あるいは健常の秩序の外側が「あってはならない存在」と見なされる者の位置／劣位とされていることである。そして言うまでもないが、障害者というアイデンティティを持って既存の正常あるいは健常概念に抵抗することは、アイデンティティ・ポリティクスそのものである。

5 結語

本稿ではまず、フーコーの権力論と主体論には連続性があるという立場を表明したのち、前者と後者それぞれにおける主体化とアイデンティティ・ポリティクスとの関係を見ていった。権力論的な主体化＝臣従化では自らのことを隠さずに告白し、指導者に服従することで主体になることを確認した。また、その服従した主体が敢えてゲイやレズビアンという劣位の項を引き受けることで、異性愛の自明性を批判するアイデンティティ・ポリティクスが成り立っていることを述べた。さらに「生存の美学」や新たな自己形成による主体化の議論とアイデンティティ・ポリティクスとの接続を試みた。上述のように、武田は臣従化と自己形成の間に違いを見ている、換言すれば、従属的なアイデンティティ・ポリティクスから自発的な主体への移行があると捉えている。だが、そうではない。確かに、フーコーに倣うならば、自己を一つの作品として新たな自己を形成するためには、その変容が必要である。そこでフーコーが取り上げた同性愛コミュニティは、ゲイという新しい自分を作り上げるだけでなく、当然視されてきたことを問い直す「生存の技法」の一つとして機能している。さらに、ゲイというアイデンティティを持って既存の正常概念に抵抗することは、主体化＝臣従化と同じくアイデンティティ・ポリティクスである。したがって、新たな自己形成を通じた主体化も、それとして解釈することが可能なのである。フーコーを援用する論者の中には従属化という中期と、自己形成という後期に区別を見出す者もいるが、「自律的な主体」という一貫した観点で捉えれば、両者を分ける必要性はないのではないか¹²。

臣従化と自己形成という二つの主体化によるアイデンティティ・ポリティクスの事例として取り上げた「青い芝の会」は、「本来あってはならない存在」として自己を位置づけ服従するという戦略によって、既存の健常概念に疑問を投げかけた。また「脳性麻痺の人間として生きる」ことによる新たな自己の形成は、「生存の美学」の実践として捉えることができる。ここから「障害者」というアイデンティティを引き受けることは、臣従化による主体形成だけでなく、自己形成によるそれにもつながっていると言えるだろう。したがって、障害者は権力に従属するだけの受け身の存在ではないと言えるのである。

1970年代の比較的短い期間において、「青い芝の会」は、フーコーの言う臣従化と「生存の美学」の両方を実践していたことになる。すなわち、障害者が「自律的な主体」であることを提示していたのである。これは「青い芝の会」がある種の高みに立っていたことを示すものであるとも言える。しかしその後も、障害者の「主体性」やアイデンティティ・ポリティクスをめぐる議論が続いている。それは、その高みに難点があったからなのだろうか。それとも、到達した「自律的な主体」に問題があったのか。これらの点については、新たな稿での検討課題とする。

註

1 たとえば、マーガレット・シルドリックとジャネット・プライスは、障害認定手続きが「障害者らしい」アイデンティティの形成を促していると指摘する (Shildrick and Price 1996)。

2 ドルーズは、この点に関して「『知への意志』を書き終えて、フーコーが袋小路に入った」と表現している (Deleuze 1986=2007:

176)。

- 3 いわゆる前期の権力論と、後期の主体論を区別する論者として、チャールズ・テイラー (Taylor 1986) がいる。一方、本稿と同じ立場に立つものとしては、セバスチャン・ハラール (Harrer 2005) やダニエル・ニッカ (Nica 2015) のほかに、小泉義之 (小泉 2016: 6) が挙げられる。
- 4 トレメインの議論では、この点が明示的に示されていると言ってよいだろう。
- 5 原文は傍点強調となっているが、下線は引用者によるものである。
- 6 正式名称は日本脳性マヒ者協会青い芝の会であるが、本稿では「青い芝の会」と略記する。
- 7 たとえば倉本 (1999) の「<ピア>の政治学」が挙げられる。
- 8 引用以外では「脳性麻痺」と記す。
- 9 1970年5月横浜で起きた、二人の重症児を抱える母親が二歳の娘を絞殺した事件のことである。
- 10 これらの「青い芝の会」に関する記述は定藤に依拠したが、ほかに「青い芝の会」や横田に関する重要な研究として荒井裕樹 (2011, 2017) を挙げるができる。
- 11 原文は傍点強調となっているが、下線は引用者によるものである。
- 12 この点は、フーコーの『講義録』の研究を通して、フーコー研究においても新たに論点となってきている。たとえば上田和彦 (2019) を参照。

参考文献

- 荒井裕樹, 2011, 『障害と文学——「しのめ」から「青い芝の会」へ』現代書館。
- , 2017, 『差別されてる自覚はあるか——横田弘と青い芝の会「行動綱領」』現代書館。
- 新垣誠, 2000, 「ポストコロニアリズムにおけるアイデンティティ・ポリティクスと本質主義批判——ディアスポラ、クレオール、ハイブリディティをめぐる」『国際政治経済学研究』5: 35-47。
- Allen, B., [2005] 2015, "Foucault's Nominalism," S. Tremain ed., *Foucault and Government of Disability*, 2nd ed. Michigan: University of Michigan Press, 93-107.
- Butler, J., 1997, *The Psychic Life of Power: Theories in Subjection*, Stanford, California: Stanford University Press. (= 2012, 佐藤嘉幸・清水知子訳『権力の心的な生——主体化=服従化に関する諸理論』月曜社.)
- , 2003, "Violence, Mourning, Politics," *Studies in Gender and Sexuality*, 4 (1): 9-37.
- Deleuze, G., 1986, *Foucault*, Paris: Les Éditions de Minuit (= 2007, 宇野邦一訳『フーコー』河出書房新社.)
- Foucault, M., 1999, *Les anormaux. Cours au Collège de France (1974-1975)*, Paris: Gallimard. (= 2002, 新改康之訳『異常者たち コレージュ・ド・フランス講義 1974-75 年度』筑摩書房.)
- , 2009, *Le Courage de la vérité. Le gouvernement de soi et des autres II. Cours au Collège de France, 1983-1984*, Paris, Gallimard. (= 2012, 慎改康之訳『真理の勇氣 自己と他者の統治 II コレージュ・ド・フランス講義 1983-84 年度』筑摩書房.)
- 藤高和輝, 2017, 「アイデンティティと共同体——『怒りの共同性』に関するノート」『共生学ジャーナル』1: 69-84.
- 藤山真, 2011, 「『生存の美学』とは何か——ミシェル・フーコーにおける 80 年代の思想をめぐる」『日本フランス語フランス文学会関東支部論集』20 (0): 73-85.
- Gros, F., 2009, 「講義の位置づけ」*Le Courage de la vérité. Le gouvernement de soi et des autres II. Cours au Collège de France, 1983-1984*, Paris, Gallimard. (= 2012, 慎改康之訳『真理の勇氣 自己と他者の統治 II コレージュ・ド・フランス講義 1983-84 年度』筑摩書房.)
- 後藤吉彦, 2007, 『身体社会学のブレクスルー——差異の政治から普遍性の政治へ』生活書院。
- 箱田徹, 2013, 『フーコーの闘争——<統治する主体>の誕生』慶應義塾大学出版会。
- Harrer, S., 2005, "The Theme of Subjectivity in Foucault's Lecture Series L'hermeneutique du Sujet," *Foucault Studies*, 2: 75-96.
- 廣瀬浩司, 2011, 『後期フーコー——権力から主体へ』青土社。
- 掛札悠子, 1997, 「抹消 (抹殺) されること」河合隼雄・大庭みな子編『現代日本文化論 2 家族と性』岩波書店, 147-172.
- 小泉義之, 2016, 「自己と他者を支配する主体としての正常な (正気で健康で無実で異性愛の [能動的] 同性愛の) 男」京都大学人文研ワークショップ, (2019年7月21日取得, <https://www.r-gscefs.jp/>).
- 倉本智明, 1999, 「<ピア>の政治学」北野誠一・石田易司・大熊由紀子・里見賢治編『障害者の機会平等と自立生活』明石書店, 222-236.
- , 2002, 「欲望する、<男>になる」石川准・倉本智明編『障害学の主張』明石書店, 119-144.
- 長野慎一, 2003, 「バトラーにおける抵抗としてのパロディ——コーネルとの比較から」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 社会学心

- 理学教育学 人間と社会の探求』57: 75-85.
- Nica, D., 2015, "The Aesthetics of Existence and the Political in Late Foucault," V. Vizureanu ed., *Re-thinking the Political in Contemporary Society: Globalization - Consumerism - Economic Efficiency*, Romania: SC Pro Universitaria SRL, 39-62.
- 岡原正幸, [1990] 2012, 「制度としての愛情——脱家族とは」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也編『家と施設を出て暮らす障害者の社会学』[第3版]生活書院, 119-157.
- , 2008, 「ホモアフェクトスの転回——感情社会学における、構築されるものされざるもの、を越えて」『三田社会学』13: 17-34.
- O'Leary, T., 2002, *Foucault and the Art of Ethics*, London and New York: Continuum.
- Oliver, M., 1990, *The Politics of Disablement*, Basingstoke: Macmillan.
- 定藤邦子, 2011, 『関西社会運動の現代史——大阪青い芝の会を中心に』生活書院.
- Shildrick, M. and J. Price, 1996, "Breaking the Boundaries of the Broken Body," *Body & Society*, 2 (4): 93-113.
- 武田宙也, 2014, 『フーコーの美学——生と芸術のあいだで』人文書院.
- Taylor, C., 1986, "Foucault on Freedom and Truth," D. C. Hoy ed., *Foucault: A Critical Reader*, Cambridge: Blackwell Publishers, 69-102.
- Tremain, S., 2001, "On the Government of Disability," *Social Theory and Practice*, 27 (4): 617-636.
- , 2017, *Foucault and Feminist Philosophy of Disability*, Michigan: University of Michigan Press.
- 上田和彦, 2019, 「告白とバレーシア——隷従化されない主体化を求めて」『思想』二〇一九年 第九号: 125-144.
- 横田弘, [1979] 2015, 『障害者殺しの思想』[増補新装版]現代書館.

Identity Politics as the Subjection of the Disabled People

KITAJIMA Kanako

Abstract:

In the field of disability studies and sociology, researchers have critically discussed that disabled people are subjected to Foucault's disciplinary power. This paper argues the identity politics of disabled people, based on Foucault's subjectivity by power and subjection based on "the Care of the Self", which has been little discussed in these fields. On one hand, members of *Aoi-Shiba-no-Kai*, the major group of disabled people's movement in Japan, approved identity of disabled people as inferior existence, and from there, they opposed against the campaign to reduce punishment for the mother who killed her disabled daughter. I argue this is identity politics of Foucault's *subjectivation*. The term "subjectivation", translated by Judith Butler from *assujettissement*, itself carries a paradox denoting both the becoming of the subject and the process of subjection. On the other hand, the members of *Aoi-Shiba-no-Kai* positioned themselves as "the existence that should not be", and, criticized assimilation to non-disabled people or their "justice" about disabled people. I argue this is identity politics and a new self-formation with the identity of "living as a person with cerebral palsy". Based on this argument on identity politics, this paper concludes that disabled people are not just slave to power.

Keywords: subjection, identity politics, *subjectivation*, *Aoi-shiba-no-Kai*

「障害者」の主体形成に見るアイデンティティ・ポリティクス

北 島 加奈子

要旨：

障害学や社会学の分野では批判的に、障害者はフーコー的な規律権力に従属する者として論じられることが多い。本稿は、フーコーの権力による主体化論と併せて、これらの分野でほとんど扱われてこなかった自己形成あるいは「自己への配慮」による主体化論の両方を用いて、障害者のアイデンティティ・ポリティクスとの関係を明らかにする。「青い芝の会」は、「劣位の項」と見なされる障害者というアイデンティティを引き受け、減刑嘆願反対運動を展開した。これは主体化＝臣従化の側面におけるアイデンティティ・ポリティクスである。一方、彼らは「あってはならない存在」として自らを位置づけ、健常者への同化や正義に対する批判も行った。これは「脳性麻痺の人間として生きる」というアイデンティティによって、新たな自己形成を行う主体化とアイデンティティ・ポリティクスなのである。したがって、障害者はただ権力に隷属する存在ではないと結論づける。

